

○ 農林水産税制の特例措置一覧

1. 期限付租税特別措置一覧

税目	項目	条 項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担 当 課
国 税	所得 税	山林所得に係る森林計画特別控除	措法第 30 条の 2 森林経営計画（木安法の認定の特例を適用したものを含む）に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、 ① 収入金額の 20%（当該収入金額が 2,000 万円を超える場合には、その超える部分の金額については 10%） ② （収入金額の 50%）－必要経費 のいずれか低い額を山林所得から控除	S42	4.12.31	林.計画課
		中小企業等の貸倒引当金の特例	措法 第 57 条の 9 第 3 項 第 68 条の 59 第 3 項 ※ 経過措置を講じた上で H31.3.31 をもって廃止。 ＜経過措置＞ H31.4.1 から 5 年間、段階的に割増率（10%）を縮小（2%ずつ）	S41	H31.3.31	食.企画課 経.協同組織課 金融調整課 林.経営課 水.水産経営課
		技術研究組合の所得計算の特例	措法第 66 条の 10 第 68 条の 94	S36	3.3.31	技.研究推進課
		農協等の合併に係る課税の特例	措法第 68 条の 2 農協等が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併（簿価による資産の引継）を認める	H13	4.3.31	経.協同組織課 林.経営課 水.水産経営課
	法人 税	退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	措法第 68 条の 5	H11	5.3.31	経.協同組織課
		中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に係る設備廃棄等欠損金の特例〔農業競争力強化支援法〕	措法第 66 条の 12 第 68 条の 97 ※ 経過措置を講じた上で H32.3.31 をもって廃止。 ＜経過措置＞ 新措法の施行日前に農競法の認定を受けた認定事業再編事業者の施行日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額のうち一定のもの（特定設備廃棄等欠損金額）については、不適用措置から除外。	H29	H32.3.31	生.技術普及課 （関係課） 食.企画課 食文化・市場 開拓課 食品流通課 食品製造課 生.牛乳製品課 食肉鶏卵課 飼料課 括.農産企画課 穀物課 貿易業務課 地域作物課

税目	項目	条 項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担 当 課
所得税・法人税	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	措法第10条 第42条の4 第68条の9	税額控除の上限は、Ⅰ※ ¹ とⅡ※ ² の合計で所得税額又は法人税額の最大45% (ベンチャーの場合、最大60%) ※1 Ⅰは①-1又は①-2と②の合計で35% (ベンチャーの場合50%) ※2 令和3年3月31日までの時限措置			食・産業連携課 技・研究推進課
	Ⅰ 本体 (恒久措置) ①-1 【総額型】 ・ 試験研究費の総額に係る税額の控除制度		【税額控除率】 試験研究費の増減に応じて6~14%(控除率10%超の部分は時限措置(2年間))の税額控除 【税額控除の上限】 法人税額等の25% (一定のベンチャー企業は40%) ※ 試験研究費： ・ 製品の製造、技術の改良・考案・発明に係る試験研究のために要する費用 ・ 対価を得て提供する新たな役務の開発で所定のプロセスを経て行われるものに係る試験研究のために要する費用 ※ 一定のベンチャー企業 設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの（大法人の子会社等を除く）	H15	— (10%超部分) 3.3.31	
	①-2 【中小企業技術基盤強化税制】 ・ 中小企業者等の場合の試験研究費の総額に係る税額の控除制度		【税額控除率】 試験研究費の増減に応じて12~17%(控除率12%超の部分は時限措置(2年間))の税額控除 【税額控除の上限】 法人税額等の25% ※中小企業者等： ・ 資本金または出資金の額が1億円以下の法人 ・ 資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 なお、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主の所得税についても、同様の制度を適用可	S60	— (12%超部分) 3.3.31	
	② 【オープンイノベーション型】 ・ 特別試験研究費に係る税額の控除制度		産学官連携又は一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究・委託研究等の特別試験研究費総額にかかる控除制度 【税額控除率】 相手方が大学・特別研究機関等：30% 相手方が研究開発型ベンチャー：25% 相手方がその他（民間企業等）：20% 大企業等への委託研究で一定のものも対象：20% 【税額控除の上限】 法人税額等の10%	H15		
	Ⅱ 上乗せ措置（高水準型の改組） ・ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に控除率・税額控除の上限を上乗せする特例		【税額控除率】 通常の控除率×{(試験研究費割合-10%)×0.5}を通常の控除率に加算（税額控除率は最大14%（中小企業者等の場合は17%）） 【税額控除の上限】 (試験研究費割合-10%)×2を税額控除上限（25%）に上乗せ（上乗せは上限10%） ※中小企業者等の場合、試験研究費増加割合が8%を超える場合、①-2の税額控除の上限を10%上乗せ。	H31	3.3.31	

税 目	項 目	条 項 措法＝租税特別措置法 地法＝地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担 当 課
所得 税 人 税	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 ＜中小企業投資促進税制＞	措法第 10 条の 3 第 42 条の 6 第 68 条の 11	取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除 (税額控除の対象法人は、資本金の額等が 3,000 万円以下の中小企業等（特定中小企業者等）に限る。） (控除税額の上限は、商業・サービス・農林水産業活性化税制及び中小企業経営強化税制による控除額との合計で、所得税額又は法人税額の 20%とする。控除限度超過額は 1 年間繰越し可能)	H10	3.3.31	食.企画課 生.技術普及課 経.協同組織課 林.経営課 水.水産経営課
	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 ＜商業・サービス業 ・農林水産業活性化税制＞	措法第 10 条の 5 の 2 第 42 条の 12 の 3 第 68 条の 15 の 4	取得価額の 30%の特別償却と取得価額の 7%の税額控除との選択適用 ※ H31.4.1 以後に取得する経営改善設備は、当該設備の投資等の経営改善により、売上高又は営業利益の伸び率が年 2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることが要件。 (税額控除の対象法人は、特定中小企業等に限る。） (控除税額の上限は中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制による控除額との合計で、所得税額又は法人税額の 20%とする。控除限度超過額は 1 年間繰越し可能)	H25	3.3.31	食.企画課 生.技術普及課 畜産企画課 括.農産企画課 林.経営課 水.水産経営課 (関係課) 経.協同組織課
	・ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 ＜中小企業経営強化税制＞	措法第 10 条の 5 の 3 第 42 条の 12 の 4 第 68 条の 15 の 5	中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備等を取得した場合、即時償却又は取得価額の 7%（特定中小企業者等にあつては 10%）の税額控除の選択適用（特定経営力向上設備等：機械装置（発電設備は経済産業大臣が指定するものに限る）、工具、器具・備品、ソフトウェア、建物附属設備。） ※働き方改革を推進するために工場、店舗、作業場等に設置される施設に係る建物附属設備や、当該施設に設置される器具備品、ソフトウェアも対象に含む。 (控除税額の上限は中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制による控除額との合計で、所得税額又は法人税額の 20%とする。控除限度超過額は 1 年間繰越し可能)	H29	3.3.31	食.企画課 生.技術普及課
	特定設備等の特別償却 (再生可能エネルギー発電設備等 を取得等した場合の特別償却) ・ 中小水力発電設備 ・ 木質バイオマス製造発電設備 ・ 木質バイオマス熱供給装置	措法第 11 条（一） 第 43 条（一） 第 68 条の 16（一）	取得価額の 14%の特別償却 ※ エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却又は税額控除は平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止。	H30	3.3.31	食.バイオマス 循環資源課 再 生 可 能 エネルギー室 林.木材利用課
	特定地域における工業用機械等の特別償却	措法第 12 条 第 45 条 第 68 条の 27				

税 目	項 目	条 項 措法＝租税特別措置法 地法＝地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担 当 課
国 税 ・ 法 人 税	ア過疎地域自立促進特別措置法に基づき公示された過疎地域		機械・装置：取得価額の10%の特別償却 建物・附属設備：取得価額の6%の特別償却	S45	3.3.31	農.地域振興課
	イ沖縄振興特別措置法第35条の2第1項に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区		機械・装置：取得価額の34%の特別償却 建物・附属設備：取得価額の20%の特別償却	H24	3.3.31	括.地域作物課
	ウ半島振興法に基づき指定された半島振興対策実施地域		機械・装置：5年間普通償却限度額の32%の割増償却 建物・設備：5年間普通償却限度額の48%の割増償却	S61	3.3.31	農.地域振興課
	エ離島振興特別措置法に基づき指定された離島振興対策実施地域			H5	3.3.31	
	オ奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島		機械・装置：5年間普通償却限度額の32%の割増償却 建物・設備：5年間普通償却限度額の48%の割増償却	H10	3.3.31	
	カ山村振興法に基づき指定された振興山村地域		機械・装置：5年間普通償却限度額の24%の割増償却 建物・設備：5年間普通償却限度額の36%の割増償却	H21	3.3.31	
	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	措法第13条の2 第46条の2 第68条の33	平成33年3月31日までに農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合には、当該資産について5年間40%（建物及びその附属設備並びに構築物は45%）を割増償却	H29	3.3.31	生.技術普及課 （関係課） 食.企画課 食文化・市場 開拓課 食品流通課 食品製造課 生.牛乳製品課 食肉鶏卵課 飼料課 括.農産企画課 穀物課 貿易業務課 地域作物課

税目	項目	条項 措法＝租税特別措置法 地法＝地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担 当 課
	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	措法第 24 条の 2 第 24 条の 3 第 61 条の 2 第 61 条の 3 第 68 条の 64 第 68 条の 65	青色申告書を提出する認定農業者（個人・法人）、認定新規就農者（個人）が交付金を準備金として積み立てた場合、積立分を個人は必要経費算入、法人は損金算入及び 5 年以内に認定計画に従い農用地及び農業用機械・建物等を取得等した場合の圧縮記帳（5 年間固定資産を取得しない場合、5 年を経過した積立分は取り崩し、個人は総収入金額、法人は益金算入） 準備金積立限度額： 交付金等受領額と所得の金額のいずれか少ない金額 圧縮限度額： 準備金取崩額※及び交付金等受領額のうち準備金に積み立てなかった額の合計額と所得の金額のいずれか少ない金額 ※ 認定計画に記載のない農用地等を取得した場合は圧縮記帳の対象外。	H19	3.3.31	経.経営政策課 括.穀物課経営 安定対策室
国 税	所得税 ・ 法人税	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	措法第 25 条 第 67 条の 3 第 68 条の 101	S42	所得税 5.12.31 法人税 6.3.31	生.食肉鶏卵課
		特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例	措法第 37 条 第 37 条の 4 第 65 条の 7 第 65 条の 8 第 65 条の 9 第 68 条の 78 第 68 条の 79 第 68 条の 80	S44	所得税 5.12.31 法人税 5.3.31	経.農地政策課 水.研究指導課
	相続税・贈与税	個人の事業用資産についての納税猶予の特例(個人版事業承継税制)	措法第 70 条の 6 の 8 第 70 条の 6 の 9 第 70 条の 6 の 10	H31	10.12.31	

税 目	項 目	条 項 措法＝租税特別措置法 地法＝地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担 当 課
		措法第 70 条の 7 の 5 第 70 条の 7 の 6 第 70 条の 7 の 7 第 70 条の 7 の 8	後継者が承継会社の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈により当該承継会社の非上場株式を取得した場合の納税猶予（措法 70 の 7～70 の 7 の 3）について、10 年を限りに以下の特例を措置 ・適用対象株式の拡大 全株式の 2/3 → 全株式 ・猶予割合の緩和 80% → 100% ・雇用要件の緩和 5 年間平均 8 割維持 → 弾力化 ・承継パターンの拡大 ・経営環境変化による解散等の場合の減免等 ※ 後継者は、特例承継計画（下記参照）に記載された後継者であって、中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた会社の代表権を有し、同族関係者のうち議決権を最も多く有する者（後継者が 2 名又は 3 名以上の場合は上位 2 名又は 3 名まで） ※ 特例承継計画とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された計画で H30.4.1～35.3.31 までの間に都道府県に提出されたもの	H30	9.12.31	
国 税 登 録 免 許 税	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	措法第 77 条	20/1,000→ 10/1,000	S56	3.3.31	経.農地政策課
	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	措法第 77 条の 2	20/1,000→ 10/1,000	H26	4.3.31	経.農地政策課
	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減	措法第 78 条第 2 項	4/1,000→1.5/1,000	S48	3.3.31	経.金融調整課 林.企画課 水.水産経営課
	認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減 〔①産業競争力強化法〕 〔②農業競争力強化支援法〕 認定経営力向上計画に基づき行う登記の税率の軽減 〔③中小企業等経営強化法〕	措法第 80 条 第 1 項 （①産業競争力強化法） 第 3 項 （③中小企業等経営強化法） 第 4 項 （②農業競争力強化支援法）	会社の設立・増資 〔①・②〕 7/1,000→ 3.5/1,000	H25	産業競争力強化法 4.3.31	食.産業連携課
			合併による会社設立・増資 〔①・②〕 1.5/1,000→ 1/1,000			
			合併による会社設立・増資（純増部分） 〔①・②〕 （資本金 3,000 億超を除く。） 7/1,000→3.5/1,000	H29	農業競争力強化支援法 3.3.31	生.技術普及課（関係課） 食.企画課 食文化・市場開拓課 食品流通課 食品製造課 生.牛乳乳製品課 食肉鶏卵課 飼料課 括.農産企画課 穀物課 貿易業務課 地域作物課
			分割による会社設立・増資 〔①・②〕 （資本金 3,000 億超を除く。） 7/1,000→5/1,000			
			法人の設立・増資による不動産移転 〔①・②〕 20/1,000→ 16/1,000 ※ 売買による土地の所有権移転の登記については、措法 72 条により有利な税率が設定。 （20/1,000→15/1,000）			
			法人の合併による不動産移転 〔①・②・③〕 4/1,000→ 2/1,000	H30	中小企業等経営強化法 4.3.31	食.企画課
			法人の分割による不動産移転 〔①・②・③〕 20/1,000→ 4/1,000			

税目	項目	条項 措法＝租税特別措置法 地法＝地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担 当 課
			その他の原因による事業に必要な不動産移転 〔③〕 20/1,000→16/1,000			
	揮発油税等					
	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	措法第 88 条の 7	バイオエタノール混合ガソリンについて、その混合するバイオエタノール分に係る揮発油税及び地方揮発油税を免税	H20	5.3.31	食.バイオマス 循環資源課
国 油 石 炭 税	農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特例				5.3.31	生.園芸作物課 水.加工流通課
	引取りに係る石油製品等の免税	措法第 90 条の 4	免税 （「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率を含む）	S53		
	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	措法第 90 条の 6	石油石炭税相当額を製造業者に還付 （「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率を含む）	H 元		
	特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	措法第 90 条の 3 の 4	農林漁業に利用される軽油については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についてのみ還付	H24	5.3.31	生.技術普及課 林.経営課 木材産業課 水.加工流通課
地 方 税	住民税					
	肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例	地法附則第 6 条	農業を営む個人が、その飼育した肉用牛を所定の方法で売却し、その肉用牛が免税対象飼育牛（売却価額が 1 頭当たり 100 万円未満（交雑種にあつては 80 万円未満乳用種にあつては 50 万円未満）又は高等登録牛）であり、かつ、その売却頭数が年間 1500 頭以内までは、その所得に係る所得割の額を免除	S43	6 年度	生.食肉鶏卵課
	農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置	地法附則第 11 条第 1 項	取得価格の 1/3 相当額を控除 （交換による取得の場合は、取得価格の 1/3 相当額又は失った土地の価格を控除）	S56	3.3.31	経.農地政策課
	農業協同組合等が一定の貸付けを受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例	地法附則第 11 条第 10 項	価格に施設の取得価額に対する貸付額の割合 （当該割合が 1/2 を超える場合にあっては 1/2）を乗じて得た額を価格から控除した額が課税標準	S30	3.3.31	経.金融調整課 （関係課） 食.食品流通課 林.企画課 水.水産経営課
	中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき譲受した不動産に係る特例措置	地法附則第 11 条第 15 項	取得価格の 1/6 相当額を価格から控除した額が課税標準	H30	4.3.31	食. 企画課
	被災農地に代わる農地に係る特例	地法附則第 51 条第 3 項	被災農地の所有者等が当該農地に代わる農地を取得した場合には、被災農地の面積相当分の不動産取得税を控除	H23	3.3.31	経. 農地政策課
	土地改良法の規定による換地計画に基づき取得する創設農用地換地に係る特例措置	地法附則第 51 条の 2	取得価格の 1/3 相当額を価格から控除 （対象地域を東日本大震災の津波被災区域を含む地域の換地計画に基づき取得する創設農用地換地に限定）	H14	3.3.31	農.土地改良企 画課

税目	項目	条項 措法＝租税特別措置法 地法＝地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担 当 課
地方税 固定資産税・都市計画税	公共の危害防止のために設置された施設又は設備（污水又は廃液処理施設）に係る特例措置	地法附則第 15 条第 2 項第 1 号	大臣配分資産又は知事配分資産：1/2 控除 その他の資産：1/2 を参酌して市町村が条例で定める割合に基づく控除 【対象施設】 沈澱又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、ろ過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（污水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は污水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）	S44	4.3.31	食.バイオマス 循環資源課 食品産業環境対策室 生.畜産振興課 (関係課) 食.食文化・市場開拓課 食品流通課 食品製造課 消.農産安全管理課 生.園芸作物課 地域対策官 牛乳乳製品課 括.地域作物課 水.加工流通課
	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づきバイオ燃料製造業者が取得したバイオ燃料製造施設に係る特例措置	地法附則第 15 条第 23 項	ガス製造設備については 3 年間 1/2 控除 木質固形燃料製造設備、エタノール製造設備、脂肪酸メチルエステル製造設備については 3 年間 1/3 控除 (バイオディーゼル燃料（脂肪酸メチルエステル）製造設備は適用対象を中小事業者等に限定。)	H20	4.3.31	食.バイオマス 循環資源課
	再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置	地法附則第 15 条第 30 項	課税標準は、以下の資産※ごとに、電源に応じた割合を適用した額（3 年度分）。 ・大臣配分資産又は知事配分資産：以下の割合を乗じた額 ・その他の資産：以下の割合を参酌して市町村が条例で定める割合を乗じた額 ※ 対象資産 太陽光：2/3(1,000kw 以上は 3/4) 風力：2/3(20kw 未満は 3/4) 中小水力：1/2(5,000kw 以上は 3/4) 地熱：1/2(1,000kw 未満は 2/3) バイオマス(20,000kw 未満に限る)：1/2(10,000kw 以上は 2/3)	H24	4.3.31	食.バイオマス 循環資源課 再生可能エネルギー室
	農地中間管理権の取得に係る特例措置	地法附則第 15 条第 37 項	農地中間管理権の存続期間が 10 年以上の場合 3 年間(存続期間が 15 年以上の場合は 5 年間) 1/2 控除	H28	4.3.31	経.農地政策課
	生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得する先端設備等に係る特例措置	地法附則第 15 条第 41 項	3 年間、0 以上 1/2 以下で市町村の条例で定める割合を控除 対象施設：一定の機械・装置、工具、器具・備品、建物附属設備 ※ 導入促進基本計画を定める市町村に限る。	H30	3.3.31	
	農業協同組合等が一定の資金の貸付を受けて取得した共同利用機械等に係る特例措置	地法附則第 15 条第 45 項	課税標準について 3 年間 1/2 控除	S49 (R2 から 時限)	5.3.31	経.金融調整課 林.企画課 経営課 水.水産経営課

税目	項目	条項 措法＝租税特別措置法 地法＝地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担 当 課
事業所税	農業協同組合等が認定新規就農者に利用させる機械装置等取得した場合の固定資産税に係る特例措置	地法附則第 15 条第 46 項	課税標準について 5 年間 1/3 控除	R2	4.3.31	経.就農・女性課
	農地に対する負担調整	地法附則第 19 条、第 26 条	評価額課税による税額が農地調整税額（前年度分の課税標準額×負担調整率×税率）を超える場合には、当該農地調整税額をもってその年度の税額とする	S51	2 年度分	経.農地政策課
	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置	地法附則第 33 条第 5 項	資産割 1/4 控除 【特定農産加工業種】 ①かんきつ果汁製造業、②非かんきつ果汁製造業、③パインアップル缶詰製造業④こんにやく粉製造業、⑤トマト加工品製造業、⑥甘しょでん粉製造業、⑦馬鈴しょでん粉製造業、⑧米加工品製造業、⑨麦加工品製造業（パスタ製造業を含む※）、⑩砂糖製造業※、⑪菓子製造業（チョコレート製造業、キャンデー製造業及びビスケット製造業に限る。）※、⑫乳製品製造業、⑬牛肉調製品製造業、⑭豚肉調製品製造業 ※は平成 31 年度税制改正で追加した業種	H 元	法人 3.3.31 個人 2 年分	食.食品製造課 (関係課) 生.園芸作物課 地域対策官 牛乳乳製品課 食肉鶏卵課 括.穀物課 米麦流通 加工対策室 貿易業務課 地域作物課
	軽油引取税の課税免除の特例措置	地法附則第 12 条の 2 の 7	農林漁業用、木材産業用軽油の免税（32.1 円/ℓ）	H21	3.3.31	生.技術普及課 畜産振興課 飼料課 経.就農・女性課 農.土地改良企画課 技.研究推進課 研究調整課 林.経営課 木材産業課 水.加工流通課
地狩方税	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録等	地法附第 32 条第 1 項	課税免除	H27	6.3.31	農.鳥獣対策・農村環境課
	鳥獣保護管理法に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が受ける狩猟者の登録	地法附第 32 条第 2 項	課税免除	H27	6.3.31	農.鳥獣対策・農村環境課
	鳥獣保護管理法に基づき学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理等の目的による許可捕獲の狩猟者の登録	地法附第 32 条の 2	税率を 1/2 軽減	H27	6.3.31	農.鳥獣対策・農村環境課